

令和5年度第1回 涌谷町地域公共交通会議

日 時：令和6年2月8日（木）
10時30分～11時30分
場 所：涌谷町役場 第1会議室

次 第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 委嘱状の交付
4. 協議事項
 - (1) 涌谷町地域公共交通会議設置要綱の改正及び
涌谷町地域公共交通会議財務要綱の制定について
5. 報告事項
 - (1) 涌谷町地域公共交通の現状及び町民バスの利用状況について
 - (2) 涌谷町地域公共交通計画の策定について
6. 閉 会

配布資料

- 【資料1】 涌谷町地域公共交通会議設置要綱の改正及び
涌谷町地域公共交通会議財務要綱の制定について
- 【資料1-①】 涌谷町地域公共交通会議設置要綱（案）
- 【資料1-②】 涌谷町地域公共交通会議設置要綱（案） 新旧対照表
- 【資料1-③】 涌谷町地域公共交通会議財務要綱（案）
- 【資料2】 涌谷町における地域公共交通の現状と町民バスの利用状況について
- 【資料2-①】 涌谷町町民バス路線マップ
- 【資料2-②】 町民バス時刻表
- 【資料2-③】 町民バス便別の利用状況まとめ
- 【資料3】 涌谷町地域公共交通計画の策定について

涌谷町地域公共交通会議出席者名簿

【委員】

(順不同、敬称略)

機 関 名	役 職 名	氏 名	備考
涌谷町	町 長	遠 藤 稔 雄	会長
公立大学法人宮城大学	教 授	徳 永 幸 之	
仙北富士交通株式会社	専務取締役	佐 藤 譲	
仙北富士交通株式会社	部 長	遠 藤 孝 志	
有限会社南郷タクシー	代表取締役社長	佐々木 清 貴	
東日本旅客鉄道株式会社	小牛田統括センター所長	渡 邊 和 利	
公益社団法人宮城県バス協会	事務局長	岡 野 雅 昭	
東北運輸局宮城運輸支局	首席運輸企画専門官	植 松 晋 一	
遠田警察署	交通課長	高 橋 剛 士	
宮城県企画部地域交通政策課	主 査	左 古 瑞 樹	欠席
宮城県北部土木事務所	次 長	千 坂 さつき	
涌谷町行政区長会	会 長	小 野 秀 一	
涌谷町民生委員児童委員協議会	会 長	遠 藤 良 治	
涌谷町建設課	参事兼課長	小 野 伸 二	
涌谷町福祉課	課 長	鈴 木 久美子	

【事務局】

涌谷町企画財政課	参事兼課長	大 崎 俊 一	
涌谷町企画財政課	課長補佐兼企画班長	森 太 秀	
涌谷町企画財政課	企画班主任	佐 藤 充 将	

協議事項 1

涌谷町地域公共交通会議設置要綱の改正及び

涌谷町地域公共交通会議財務要綱の制定について

●涌谷町地域公共交通会議設置要綱の改正

令和 6 年度に涌谷町地域公共交通計画（以下「計画」とする。）を策定するにあたり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）（以下「法律」という。）第 6 条に規定する法定協議会としての位置づけを追加するため、涌谷町地域公共交通会議設置要綱について、一部改正を行うもの。

○改正の概要

第 1 条（目的）

法律の規定に基づき、計画の作成及び実施に関し必要な協議を行う文言を追加する。

第 2 条（協議事項）

計画の作成、変更、実施及び計画上の事業の実施を協議する文言を追加する。

第 3 条（交通会議の構成員）

交通会議の委員に鉄道事業者を追加する。

第 4 条（任期）

委員の任期を 2 年とする規定を追加する。

その他

条項整理等軽微な変更

●涌谷町地域公共交通会議財務要綱の制定

令和 6 年度に地域公共交通等事業補助金の活用するほか、今後、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用を予定している。当該補助金における交付対象が法定協議会であり、本会議から出納を行う必要があるため、涌谷町地域公共交通会議財務要綱を制定するもの。

○ その他

設置要綱の改正及び財務要綱の制定の施行は令和 6 年 4 月 1 日とする。

涌谷町地域公共交通会議設置要綱(改正案)

(目的)

第1条 涌谷町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の協議結果に基づく輸送サービスに係る路線又は営業区域の廃止等に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- (5) 地域公共交通計画の実施に関する事項
- (6) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 涌谷町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗合又は貸切旅客自動車運送事業者で構成する協会
- (5) 住民又は利用者の代表

- (6) 東北運輸局宮城運輸支局長が指名する者
- (7) 宮城県企画部長が指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手の代表
- (9) 道路管理者、宮城県警察、学識経験者、鉄道事業者その他交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任の期間とする。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長を置き、涌谷町長又はその指名する者をこれに充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議の合意方法は出席委員の賛成多数とする。

5 交通会議は原則として公開とする。

6 交通会議の庶務は、涌谷町の地域公共交通を所管する課室において処理する。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(他市町村にまたがる交通会議の取扱い)

第7条 他市町村にまたがる交通乗合旅客運送又は市町村運営有償運送の取扱いは、関係市町村と調整の上、交通会議を開催することとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、

会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する

涌谷町地域公共交通会議設置要綱（案） 新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 涌谷町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに</u>、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 涌谷町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p>
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>(2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3) 交通会議の協議結果に基づく輸送サービスに係る路線又は営業区域の休止等に関する事項</p> <p><u>(4) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項</u></p> <p><u>(5) 地域公共交通計画の実施に関する事項</u></p> <p><u>(6) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項</u></p> <p><u>(7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</u></p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>(2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3) 交通会議の協議結果に基づく輸送サービスに係る路線又は営業区域の休止等に関する事項</p> <p><u>(4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</u></p>
<p>(交通会議の構成員)</p> <p>第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 涌谷町長又はその指名する者</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者</p> <p>(4) 一般乗合又は貸切旅客自動車運送事業者で構成する協会</p>	<p>(交通会議の構成員)</p> <p>第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 涌谷町長又はその指名する者</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者</p> <p>(4) 一般乗合又は貸切旅客自動車運送事業者で構成する協会</p>

<p>(5) 住民又は利用者の代表</p> <p>(6) 東北運輸局宮城運輸支局長が指名する者</p> <p>(7) 宮城県企画部長が指名する者</p> <p>(8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手の代表</p> <p>(9) 道路管理者、宮城県警察、学識経験者、<u>鉄道事業者</u>その他交通会議が必要と認める者</p>	<p>(5) 住民又は利用者の代表</p> <p>(6) 東北運輸局宮城運輸支局長が指名する者</p> <p>(7) 宮城県企画部長が指名する者</p> <p>(8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手の代表</p> <p>(9) 道路管理者、宮城県警察、学識経験者その他交通会議が必要と認める者</p>
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。</u></p> <p><u>2 ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任の期間とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(交通会議の運営)</p> <p><u>第5条</u> 交通会議に会長を置き、涌谷町長又はその指名する者をこれに充てる。</p> <p>2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。</p> <p>3 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>4 交通会議の合意方法は出席委員の賛成多数とする。</p> <p>5 交通会議は原則として公開とする。</p> <p>6 交通会議の庶務は、涌谷町<u>の地域公共交通を所管する課室</u>において処理する。</p>	<p>(交通会議の運営)</p> <p><u>第4条</u> 交通会議に会長を置き、涌谷町長又はその指名する者をこれに充てる。</p> <p>2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。</p> <p>3 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>4 交通会議の合意方法は出席委員の賛成多数とする。</p> <p>5 交通会議は原則として公開とする。</p> <p>6 交通会議の庶務は、<u>涌谷町総務企画課企画管財班</u>において処理する。</p> <p>7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、次の連絡・通報窓口を定めるものとする。</p> <p><u>涌谷町地域公共交通に係る相談又は通報窓口</u></p> <p><u>連絡先：涌谷町企画財政課—企画班</u></p>
<p>(協議結果の取扱い)</p> <p><u>第6条</u></p> <p>(略)</p>	<p>(協議結果の取扱い)</p> <p><u>第5条</u></p> <p>(略)</p>
<p>(他市町村にまたがる交通会議の取扱い)</p> <p><u>第7条</u></p> <p>(略)</p>	<p>(他市町村にまたがる交通会議の取扱い)</p> <p><u>第6条</u></p> <p>(略)</p>

(その他)

第8条

(略)

(その他)

第7条

(略)

涌谷町地域公共交通会議財務要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、涌谷町地域公共交通会議（以下「交通会議」とする。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第 2 条 交通会議の会長は、交通会議の運営及び事業を実施するにあたり必要な場合は予算を作成し、交通会議で承認を得なければならない。

- 2 交通会議の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する。
- 3 交通会議の歳入及び歳出予算の科目は別表のとおりとする。ただし、当該年度において、特別な理由があるときは、別の科目を定めることができることとする。
- 4 会長は、会計年度の途中において、第 1 項の規定により承認を受けた予算に補正の必要が生じたときは、補正予算を作成し、速やかに交通会議の承認を得なければならない。

（収入及び支出の手続）

第 3 条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、涌谷町財務規則（昭和 57 年 3 月 30 日涌谷町規則第 4 号）を準用する。

- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、交通会議に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第 4 条 交通会議の出納は、交通会議の庶務を所管する課室の長が行う。

- 2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（監事）

第 5 条 交通会議に監事を 1 名置く。なお、監事は、会長が指名したものとする。

（決算等）

第 6 条 会長は第 2 条第 1 項の規定により予算を作成した場合は、会計年度終了後遅延なく決算を作成し、交通会議の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

歳入予算の科目

	科 目
1	負担金
2	補助金
3	雑収入
4	繰越金

歳出予算の科目

	科 目
1	運営費
2	委託料
3	使用料及び賃借料
4	予備費

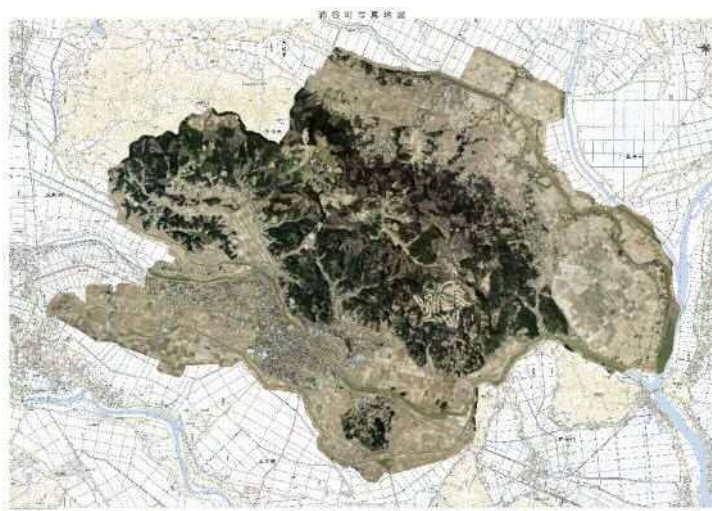
(報告事項1)

涌谷町における地域公共交通の現状と 町民バスの利用状況について

1 涌谷町について

1-1 地理的特徴等

- 宮城県の北東部に位置し、大崎市、石巻市、登米市、美里町の3市1町に隣接する。
- 仙台駅まで車、電車ともに1時間程度である。
- 町の中央に笈岳山があり自然系土地利用が7割を占めている農村地帯
- 国道108号、346号の2路線を有しており、自家用車での移動が多い



1

1 涌谷町について

1-2 人口等について

人 口 : 14,851人(23位)

高齢人口 : 5,823人

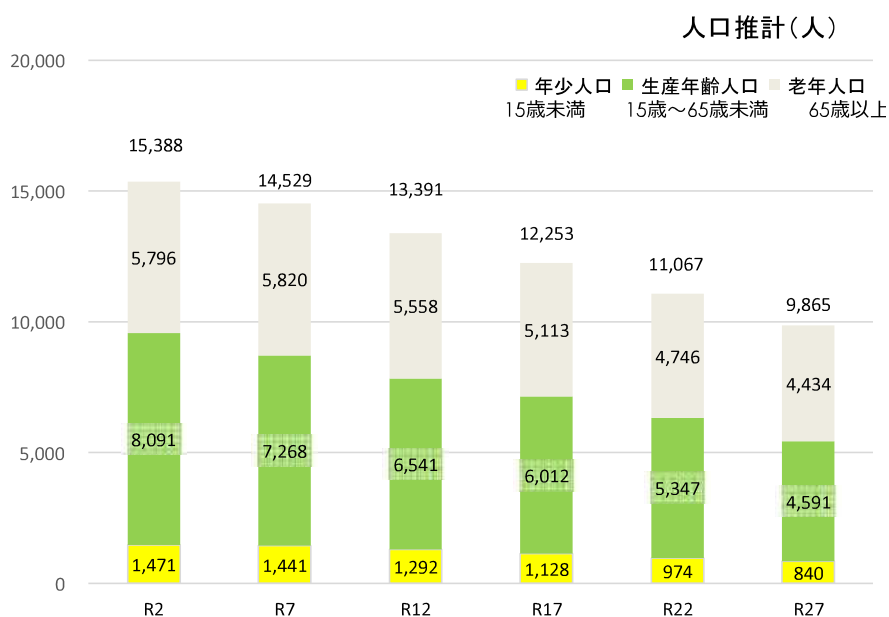
高齢化率 : 39.2%(11位)

世 帯 数 : 6,009世帯

面 積 : 82.16km²(19位)

※令和5年3月31日

()内は県内市町村の順位(35市町村)



【出典】地域経済分析システ

2 涌谷町の地域公共交通について

2-1 町内の地域公共交通の現状

- 町内の地域公共交通は、鉄道及び町民バス、タクシーである。
- 町営の地域公共交通は定時定路線の町民バスのみでデマンドタクシー等は運行していない。
- 小中学校では、それぞれスクールバスを運行している。

	事業者
鉄道	東日本旅客鉄道(株)
町民バス	仙北富士交通(株)
タクシー	(有)南郷タクシー

3

2 涌谷町の地域公共交通について

2-2 鉄道の現状

- JR石巻線、気仙沼線の2路線が運行、涌谷駅、上涌谷駅、のの岳駅の3駅が存在している。
- 2路線ともローカル線である。
- 3駅とも無人駅であり、ICカード等が利用できない。

○各駅の乗車人員(1日平均)

	合計	定期外	定期内	調査年度
涌谷駅	507	87	419	2019
のの岳駅	7	1	6	2015
上涌谷駅	データなし			

東日本旅客鉄道(株)のHPより参照



(涌谷駅) 4

2 涌谷町の地域公共交通について

2-3 町民バスの現状

便数	7路線 32便
運賃	100円(大人)、50円(子ども)
運行日	平日運行(土日祝は運休)
運行車両	マイクロバス(29名乗)
委託金額	44,995,500円(令和5年度)
運行業者	仙北富士交通株式会社

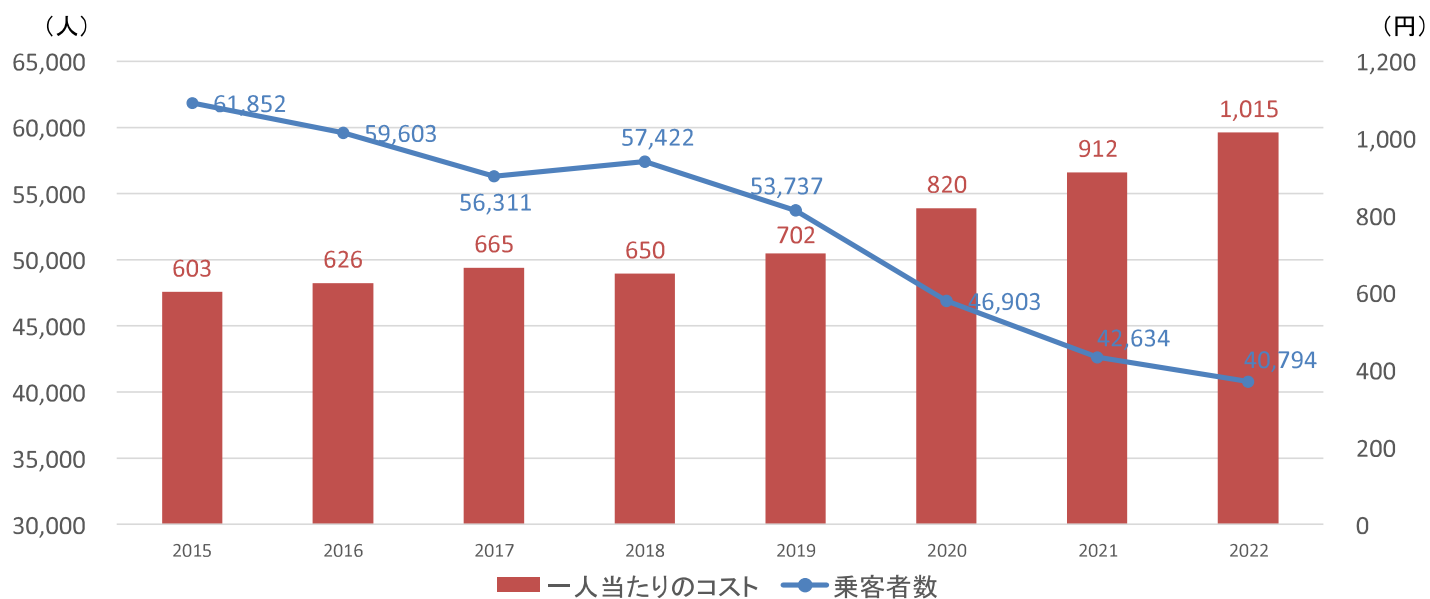


- 町の中心部は共通区間であり、すべてのバスが巡回する。また、共通区間内にスーパー、町立病院、銀行、郵便局などの施設が集中している。
- スクールバスの路線外の小学生に対して通学利用が無料になるパスポートを配布している。
- 65歳以上の免許自主返納者に無料券を配布している。(4,800円分 期限1年間)
(※ 路線図及び時刻表は別紙2-①、2-②のとおり。)

5

3 町民バスの利用状況について

3-1 乗客者数及び乗客一人当たりのコストの推移



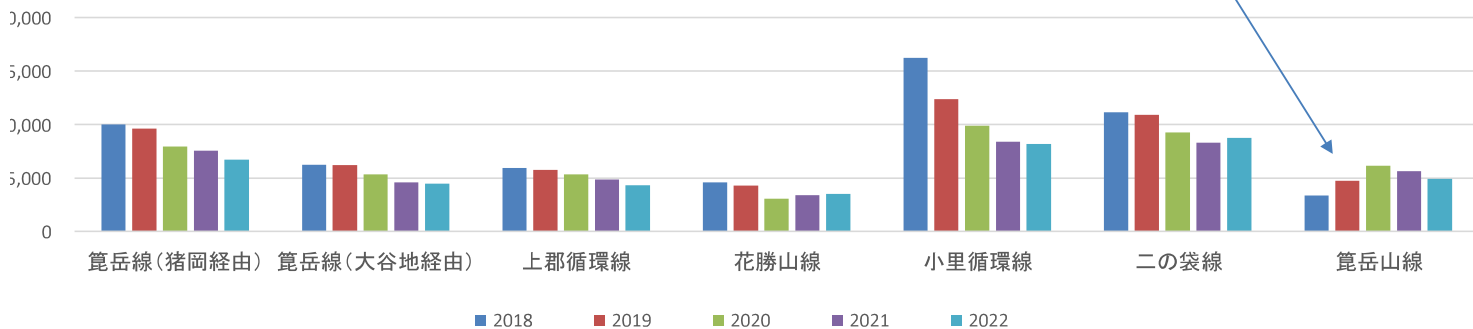
- 2015年度から2022年度までに、21058人(34%)減
- 乗客一人当たりのコスト1.67倍

6

3 町民バスの利用状況について

3-2 各路線乗客者数の推移

岸ヶ森大橋から、涌谷高校行きの直通便の開始(H31.1)

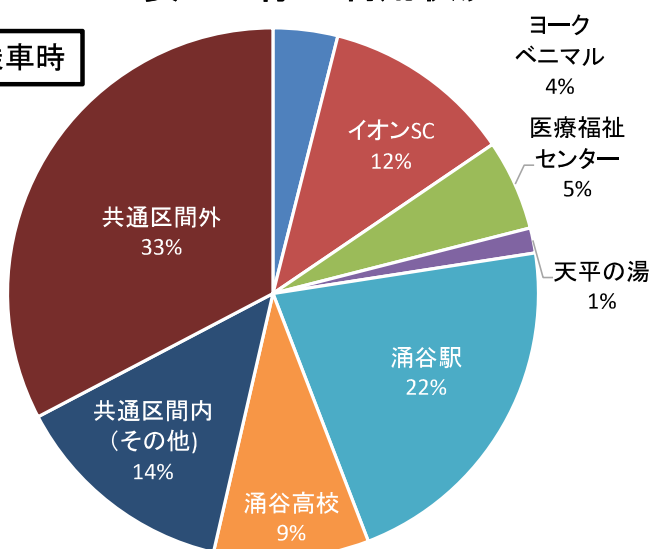


	2018	2019	2020	2021	2022
籠岳線(猪岡経由)	9,982	9,602	7,945	7,549	6,693
籠岳線(大谷地経由)	6,217	6,170	5,313	4,566	4,437
上郡循環線	5,912	5,740	5,311	4,845	4,307
花勝山線	4,570	4,261	3,065	3,378	3,498
小里循環線	16,246	12,358	9,862	8,384	8,195
二の袋線	11,131	10,901	9,256	8,303	8,738
籠岳山線	3,364	4,705	6,151	5,609	4,926
合計	57,422	53,737	46,903	42,634	40,794

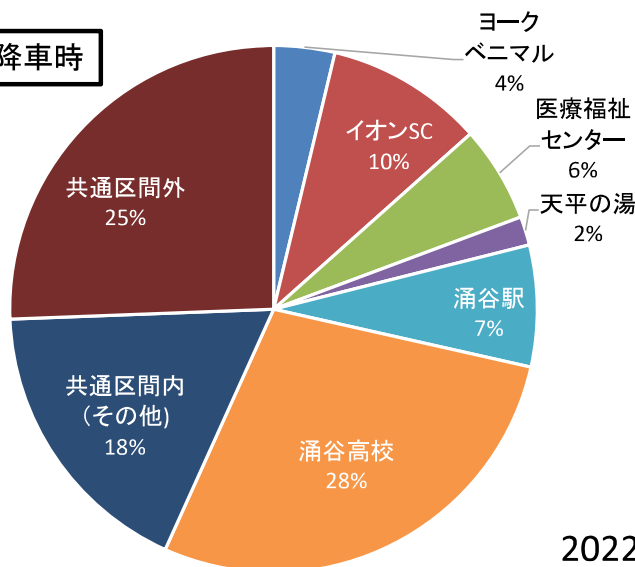
3 町民バスの利用状況について

3-3 主要バス停の利用状況

乗車時



降車時



2022年度

	ヨークベニマル	イオンSC	医療福祉センター	天平の湯	涌谷駅	涌谷高校	共通区間内(その他)	共通区間外
乗車数	1,599	4,727	2,257	619	8,811	3,852	5,591	13,336
降車数	1,526	3,951	2,411	711	3,034	11,510	7,205	10,444

3 町民バスの利用状況について

3-3 各路線の利用状況

※別紙2—③参照

箕岳線 (猪岡)	上り、下り便とも比較的多く利用されており、共通区間外での利用も比較的多い。 下り7:57発の便では、涌谷駅から涌谷高校までの登校に多く使われており、それ以外の乗車は少ない。 下り15:04発の便では、買物施設からの乗車、共通区間外での降車が多く、買物での利用が多いと推測される。
箕岳線 (大谷地)	上り7:13発便以外は、乗客数が3人/便以下であり少ないが、共通区間外での利用割合が高い。 上り7:13発便では、共通区間外から乗車し涌谷高校での降車数が1,110人で地元高校生の利用が多い、一方で、夕方便では、高校の乗車数が少ないため下校での利用は少ない。
上郡循環線	7:57発、11:21発便は、乗客数が5名以上であり、比較的多い。 11:21発便は、買物施設や町立病院での利用に多く使われている。
花勝山線	<u>上り7:20発の便以外は、共通区間外での利用が1人/便以下であり、利用が少ない路線である。</u> 下り15:31発便では、涌谷高校から涌谷駅までの下校に多く使われており、それ以外の利用は少ない。 <u>小学生の無料パスポート区間であり、766人の利用がある。(路線の約22%)</u>
小里循環線	全ての便が比較的多く利用されており、共通区間外での利用も比較的多い。 16:41発便は、涌谷高校での乗車数が906人であり、岸ヶ森での下車が多いことから下校に利用されている。
二の袋線	上り、下り便とも比較的多く利用されており、共通区間外での利用も比較的多い。 小学生の無料パスポート区間であり、2203人の利用がある。(路線の約25%)
箕岳山線	<u>下り7:25発の便では、岸ヶ森大橋から高校までを運行しており、登校に多く使われているがそれ以外の利用は少ない。</u> <u>また、その他の便は、共通区間外での利用が1人/便以下であり、利用が少ない路線である。</u>

涌谷町町民バス路線マップ (町内全域)



運賃
どこまで乗っても1回
大人(中学生から) 100円
小人(小学生まで) 50円

運行日
月曜日から金曜日の平日
(運休日: 土日祝日、年末年始)



フリー乗降区間について
フリー乗降区間は、路線上でバス停以外の好きな場所でバスに乗り降りできる区間です。

利用方法

乗車時
・ バスに向かって手を挙げるなど運転手に合図してお知らせください。

降車時
・ バスの運転手に降車したい場所を伝えてください。

注意点

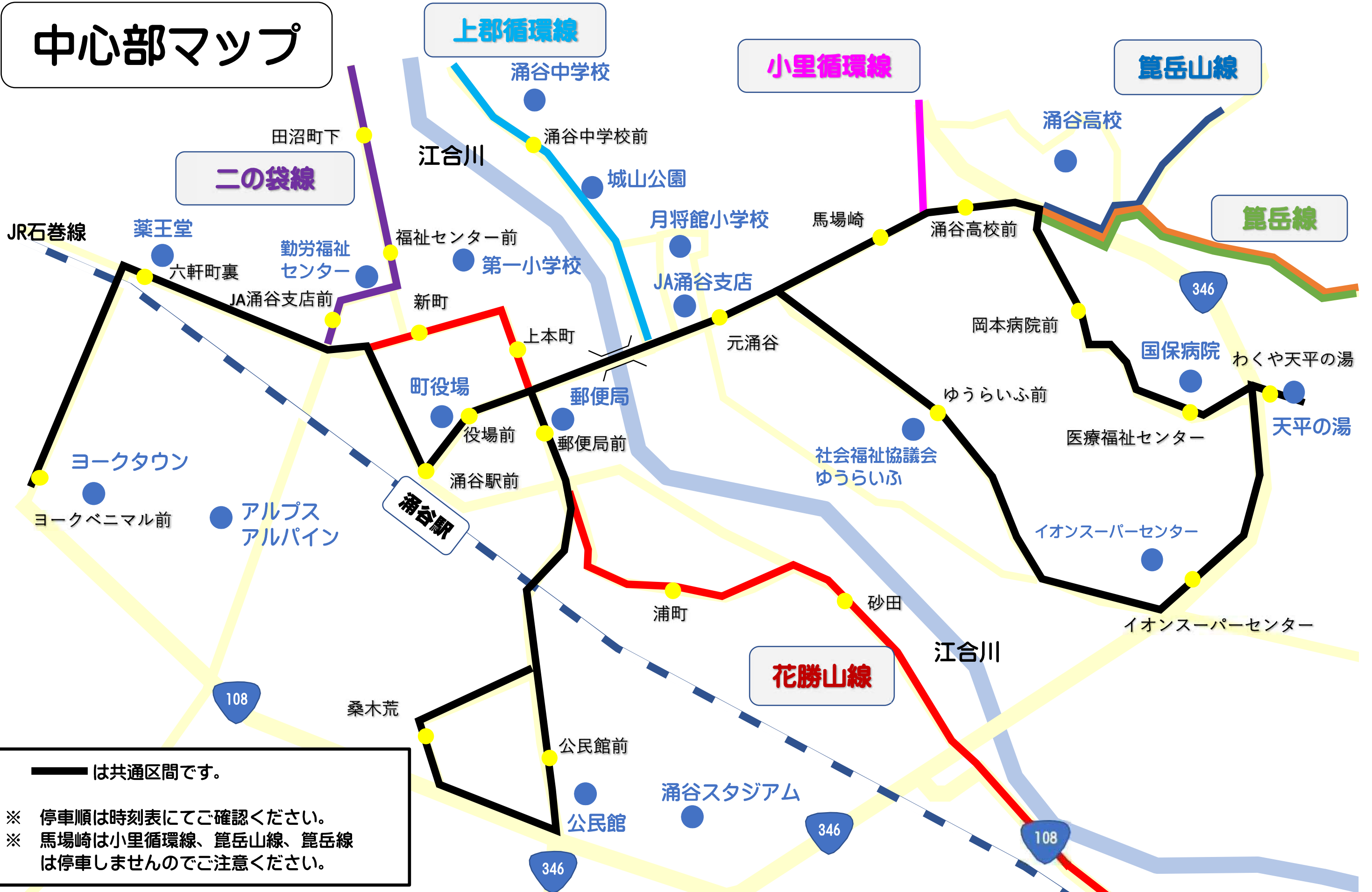
- ・ 停車すると危険な場所では、乗降車できません。
- ・ 停車できない場所 交差点付近 見通しの悪いところ など (安全確保のため運転手の判断により乗降場所を変更する場合があります。)

中心部は共通区間です。
次ページをご覧ください。

全7路線

二の袋線	
上郡循環線	
小里循環線	
箕岳線(猪岡)	
箕岳線(大谷地)	
箕岳山線	
花勝山線	
共通区間	
バス停	

中心部マップ



— は共通区間です。

※ 停車順は時刻表にてご確認ください。
※ 馬場崎は小里循環線、箕岳山線、箕岳線は停車しませんのでご注意ください。

町民バス時刻表

資料2-②

令和元年6月3日改正

小里循環線 〔成沢廻り〕	停留所	1便	3便	5便
	ヨークベニマル前	7:20	11:43	16:41
六軒町裏	7:21	11:44	16:42	
涌谷駅前	7:23	11:46	16:44	
役場前	7:24	11:47	16:45	
郵便局前	↓	11:49	16:47	
公民館前	↓	11:51	16:49	
桑木荒	↓	11:53	16:51	
元涌谷	7:26	11:57	16:55	
ゆうらいふ前	7:27	11:58	16:56	
イオンスーパーセンター	7:29	12:00	16:58	
わくや天平の湯	↓	12:01	16:59	
医療福祉センター	7:30	12:02	17:00	
岡本病院前	7:31	12:03	17:01	
涌谷高校前	7:32	12:06	17:02	
大崩	7:35	12:07	17:05	
黄金橋	7:40	12:12	17:10	
成沢	7:41	12:13	17:11	
小里	7:44	12:16	17:14	
脇	7:46	12:18	17:16	
下針田	7:47	12:19	17:17	
八幡堤防	7:49	12:21	17:19	
岸ヶ森大橋	7:52	12:24	17:22	
長根北	7:53	12:25	17:23	
長根会館前	7:54	12:26	17:24	
長根貝塚	7:56	12:28	17:26	
新松崎	7:59	12:31	17:29	
原田	8:01	12:33	17:31	
松崎公会堂	8:02	12:34	17:32	
柳沢	8:03	12:35	17:33	
小里	8:06	12:38	17:36	
菅の沢	8:09	12:41	17:39	
天平ろまん館前	8:12	12:44	17:41	
大崩	8:14	12:46	17:44	
涌谷高校前	8:17	12:49	17:47	
岡本病院前	8:18	12:50	17:48	
医療福祉センター	8:19	12:51	17:49	
わくや天平の湯	↓	12:52	17:50	
イオンスーパーセンター	8:20	12:55	17:53	
ゆうらいふ前	8:22	12:57	17:55	
元涌谷	8:23	12:58	17:56	
郵便局前	8:25	13:00	↓	
公民館前	8:27	13:02	↓	
桑木荒	8:29	13:04	↓	
役場前	8:33	13:08	17:58	
涌谷駅前	8:34	13:09	17:59	
六軒町裏	8:36	13:11	18:01	
ヨークベニマル前	8:37	13:12	18:02	

小里循環線 〔普の沢廻り〕	停留所	2便	4便
	ヨークベニマル前	8:59	15:01
六軒町裏	9:00	15:02	
涌谷駅前	9:02	15:04	
役場前	9:03	15:05	
郵便局前	↓	15:07	
公民館前	↓	15:09	
桑木荒	↓	15:11	
元涌谷	9:05	15:15	
ゆうらいふ前	9:06	15:16	
イオンスーパーセンター	9:08	15:18	
わくや天平の湯	↓	15:19	
医療福祉センター	9:09	15:20	
岡本病院前	9:10	15:21	
涌谷高校前	9:11	15:22	
大崩	9:14	15:25	
天平ろまん館前	9:16	15:27	
菅の沢	9:19	15:30	
小里	9:22	15:33	
柳沢	9:24	15:36	
松崎公会堂	9:26	15:37	
原田	9:27	15:38	
新松崎	9:29	15:40	
長根貝塚	9:32	15:43	
長根会館前	9:34	15:45	
長根北	9:35	15:46	
岸ヶ森大橋	9:36	15:47	
八幡堤防	9:39	15:50	
下針田	9:41	15:52	
脇	9:42	15:53	
小里	9:44	15:55	
成沢	9:47	15:58	
黄金橋	9:48	15:59	
大崩	9:53	16:04	
涌谷高校前	9:56	16:07	
岡本病院前	9:57	16:08	
医療福祉センター	9:58	16:09	
わくや天平の湯	9:59	16:10	
イオンスーパーセンター	10:02	16:13	
ゆうらいふ前	10:04	16:15	
元涌谷	10:05	16:16	
郵便局前	10:07	↓	
公民館前	10:09	↓	
桑木荒	10:11	↓	
役場前	10:15	16:18	
涌谷駅前	10:16	16:19	
六軒町裏	10:18	16:21	
ヨークベニマル前	10:19	16:22	

上郡循環線	停留所	1便	2便	3便
	ヨークベニマル前	7:57	11:21	15:06
六軒町裏	7:58	11:22	15:07	
涌谷駅前	8:00	11:24	15:09	
役場前	8:01	11:25	15:10	
郵便局前	↓	11:27	15:12	
公民館前	↓	11:29	15:14	
桑木荒	↓	11:31	15:16	
元涌谷	8:03	11:35	15:20	
ゆうらいふ前	8:04	11:36	15:21	
イオンスーパーセンター	8:06	11:38	15:23	
わくや天平の湯	↓	11:39	15:24	
医療福祉センター	8:07	11:40	15:25	
岡本病院前	8:08	11:41	15:26	
涌谷高校前	8:09	11:42	15:27	
馬場崎	8:10	11:43	15:28	
元涌谷	8:11	11:44	15:29	
涌谷中学校前	8:13	11:46	15:31	
尼坂	8:16	11:49	15:50	
下郡	8:18	11:51	15:48	
上郡沢	8:20	11:53	15:45	
コミュニティーセンター前	8:21	11:54	15:44	
生活センター前	8:23	11:56	15:42	
相野沼	8:24	11:57	15:40	
上谷地集会所前	8:26	11:59	15:38	
さくらんぼこども園前	8:27	12:00	15:35	
追波	8:28	12:01	15:33	
涌谷中学校前	8:29	12:02	15:53	
元涌谷	8:31	12:04	15:55	
ゆうらいふ前	8:32	12:05	15:56	
イオンスーパーセンター	8:34	12:07	15:58	
わくや天平の湯	↓	12:08	15:59	
医療福祉センター	8:35	12:09	16:00	
岡本病院前	8:36	12:10	16:01	
涌谷高校前	8:37	12:11	16:02	
馬場崎	8:38	12:12	16:03	
元涌谷	8:39	12:13	16:04	
郵便局前	8:41	12:15	↓	
公民館前	8:43	12:17	↓	
桑木荒	8:45	12:19	↓	
役場前	8:49	12:23	16:06	
涌谷駅前	8:50	12:24	16:07	
六軒町裏	8:52	12:26	16:09	
ヨークベニマル前	8:53	12:27	16:10	

フリー区間

フリー区間

フリー区間

※3便「追波～尼坂」は反対回りとなります

箕岳山線 〔上り〕	停留所	1便	3便	5便
	JA箕岳支店前	6:30	10:31	14:58
箕岳白山小学校	6:32	10:33	15:00	
産仮小屋一	6:36	10:37	15:04	
箕峯寺	6:39	10:40	15:07	
石仏広場	6:44	10:45	15:12	
宮城カントリークラブ前	6:47	10:48	15:15	
涌谷高校前	6:55	10:56	15:23	
岡本病院前	6:56	10:57	15:24	
医療福祉センター	6:57	10:58	15:25	
わくや天平の湯	↓	10:59	15:26	
イオンスーパーセンター	6:59	11:00	15:27	
ゆうらいふ前	7:01	11:02	15:29	
元涌谷	7:02	11:03	15:30	
郵便局前	7:04	11:05	15:32	
公民館前	7:06	11:07	15:34	
桑木荒	7:08	11:09	15:36	
役場前	7:12	11:13	15:40	
涌谷駅前	7:13	11:14	15:41	
六軒町裏	7:15	11:16	15:43	
ヨークベニマル前	7:16	11:17	15:44	

箕岳山線 〔下り〕	停留所	2便	4便	6便
	ヨークベニマル前	7:25	11:25	16:00
六軒町裏	7:26	11:26	16:01	
涌谷駅前	7:28	11:28	16:03	
役場前	7:29	11:29	16:04	
郵便局前	7:31	11:31	16:06	
公民館前	7:33	11:33	16:08	
桑木荒	7:35	11:35	16:10	
元涌谷	7:39	11:39	16:14	
ゆうらいふ前	7:40	11:40	16:15	
イオンスーパーセンター	7:42	11:42	16:17	
わくや天平の湯	↓	11:43	16:18	
医療福祉センター	7:44	11:44	16:19	
岡本病院前	7:45	11:45	16:20	
涌谷高校前	7:46	11:46	16:21	
宮城カントリークラブ前	—	11:54	16:29	
石仏広場	—	11:57	16:32	
箕峯寺	—	12:02	16:37	
産仮小屋一	—	12:05	16:40	
箕岳白山小学校	—	12:09	16:44	
JA箕岳支店前	—	12:11	16:46	
岸ヶ森大橋	8:03	—	—	
涌谷高校前	8:18	—	—	



運賃
大人100円 子ども50円

運休日
毎週土曜日、日曜日
祝日
年末年始(12月29日～1月3日)

問い合わせ先
涌谷町役場 ☎0229-43-2112
企画財政課 企画班

仙北富士交通(株) ☎0229-45-2221

※積雪により運休する場合があります。

※積雪により運休する場合があります。

町民バス便別の利用状況まとめ

																						運行日数	243日
		発着時刻		乗客者数		共通区間外乗車数			共通区間外降車数			ヨークベニマル前		イオンスーパーセンター		医療福祉センター		わくや天平の湯		涌谷駅前		涌谷高校前	
		発	着	人	人/日	人	人/日	%	人	人/日	%	乗車数	降車数	乗車数	降車数	乗車数	降車数	乗車数	降車数	乗車数	降車数	乗車数	降車数
篁岳線 (猪岡経由)	上り	8:50	9:45	1,501	6.18	837	3.44	55.76%	20	0.08	1.33%	0	345	52	463	132	151	1	6	16	24	92	2
		12:50	13:45	702	2.89	361	1.49	51.42%	14	0.06	1.99%	0	121	101	141	25	35	58	87	6	31	13	8
	下り	7:57	8:42	1,921	7.91	39	0.16	2.03%	51	0.21	2.65%	9	0	1	7	0	56	0	0	1,830	0	8	1,802
		10:33	11:27	1,693	6.97	25	0.10	1.48%	524	2.16	30.95%	349	0	413	450	122	101	2	119	52	139	3	48
篁岳線 (大谷地経由)	上り	7:13	8:23	1,843	7.58	1,721	7.08	93.38%	5	0.02	0.27%	0	14	0	82	27	236	0	0	0	14	54	1,110
		11:40	12:53	726	2.99	349	1.44	48.07%	55	0.23	7.58%	0	65	106	207	77	26	54	74	4	45	8	11
		16:09	17:14	703	2.89	139	0.57	19.77%	76	0.31	10.81%	0	39	62	48	447	4	31	1	9	221	9	5
	下り	11:27	12:39	596	2.45	26	0.11	4.36%	553	2.28	92.79%	62	0	287	16	68	2	4	3	7	2	44	2
17:21		18:33	569	2.34	0	0.00	0.00%	535	2.20	94.02%	9	0	86	1	4	0	14	1	2	4	221	17	
上郡循環線	循環線	7:57	8:53	2,344	9.65	261	1.07	11.13%	330	1.36	14.08%	11	55	26	76	12	89	0	0	1,762	10	31	1,618
		11:21	12:27	1,372	5.65	76	0.31	5.54%	260	1.07	18.95%	196	83	472	346	115	43	44	36	33	43	14	87
		15:06	16:10	591	2.43	331	1.36	56.01%	79	0.33	13.37%	16	36	111	3	50	3	9	2	15	201	39	4
花勝山線	上り	7:09	7:49	883	3.63	538	2.21	60.93%	0	0.00	0.00%	0	0	0	0	128	24	0	0	190	33	0	190
		9:30	10:11	636	2.62	144	0.59	22.64%	0	0.00	0.00%	0	96	23	256	14	58	0	41	25	14	2	10
	下り	12:46	13:25	289	1.19	4	0.02	1.38%	56	0.23	19.38%	57	0	89	34	26	46	2	27	38	28	8	24
15:31		16:10	1,690	6.95	136	0.56	8.05%	186	0.77	11.01%	13	0	19	30	23	19	0	0	13	1,423	1,440	4	
小里循環線	循環線	7:20	8:37	2,682	11.04	695	2.86	25.91%	237	0.98	8.84%	215	7	4	122	7	418	0	0	1,453	36	19	1,619
		8:59	10:19	2,061	8.48	641	2.64	31.10%	227	0.93	11.01%	33	82	116	517	201	489	1	23	413	46	117	35
		11:43	13:12	1,250	5.14	152	0.63	12.16%	803	3.30	64.24%	104	34	487	125	112	35	22	26	86	29	121	38
		15:01	16:22	937	3.86	83	0.34	8.86%	395	1.63	42.16%	152	21	251	92	38	76	11	16	91	99	150	28
		16:41	18:02	1,265	5.21	14	0.06	1.11%	1,134	4.67	89.64%	34	8	48	12	4	8	10	2	118	32	912	9
二の袋線	上り	7:36	8:25	3,091	12.72	1,428	5.88	46.20%	1,122	4.62	36.30%	0	9	2	9	2	233	0	0	1,563	47	56	1,544
		9:27	10:17	2,355	9.69	1,798	7.40	76.35%	66	0.27	2.80%	0	267	50	646	49	221	0	225	95	77	12	16
	下り	11:45	12:35	1,942	7.99	47	0.19	2.42%	1,510	6.21	77.75%	222	0	901	8	154	7	183	3	24	228	165	7
15:11		16:01	1,350	5.56	1,005	4.14	74.44%	1,172	4.82	86.81%	12	0	55	6	90	8	5	0	2	145	147	3	
篁岳山線	上り	6:30	7:16	132	0.54	31	0.13	23.48%	0	0.00	0.00%	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	52	0
		10:31	11:17	989	4.07	74	0.30	7.48%	13	0.05	1.31%	0	197	319	171	233	0	45	4	31	34	30	4
		14:58	15:44	213	0.88	16	0.07	7.51%	3	0.01	1.41%	0	47	63	25	19	2	19	0	14	22	10	6
	下り	7:25	7:46	889	3.66	0	0.00	0.00%	0	0.00	0.00%	0	0	0	0	0	4	0	0	879	0	0	881
		8:03	8:18	2,360	9.71	2,360	9.71	100.00%	0	0.00	0.00%											0	2,360
		11:25	12:11	247	1.02	0	0.00	0.00%	151	0.62	61.13%	33	0	72	34	21	4	8	9	7	0	21	1
	16:00	16:46	96	0.40	0	0.00	0.00%	49	0.20	51.04%	11	0	39	17	9	2	1	4	15	1	0	5	
合計			40,792	167.87	13,336	54.88	32.69%	10,444	42.98	25.60%	1,599	1,526	4,727	3,951	2,257	2,411	619	711	8,811	3,034	3,852	11,510	
												3.9%	3.7%	11.6%	9.7%	5.5%	5.9%	1.5%	1.7%	21.6%	7.4%	9.4%	28.2%

※乗車人数が、3人/便以下を黄色着色、共通区間外の乗降車数が1人/便以下（上りは乗車、下りは降車）を緑色着色

涌谷町地域公共交通計画の策定について

1 地域公共交通計画とは

地域公共交通計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条において、策定が努力義務として規定されている法定計画であり、地域における移動手段を維持・確保するために住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある地方公共団体が中心となって、交通事業者等や住民などの地域の関係者と協議しながら、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランである。

2 本計画を策定する目的

本町の地域公共交通は、町外への移動手段である JR 石巻線、気仙沼線が存在し、町内では、タクシー事業者 1 社が運行しているほか、町民バスを運行しているが、公共交通空白地域・不便地域が存在し、運行便数も十分であるとはいえないことから、車を運転しなければ生活できない住民がいる状況にある。

また、町民バスの利用者は年々減少し、令和 4 年度に「過疎地域の持続的発展を支援に関する特別措置法」により、町内全域が過疎地域に指定され、今後も人口減少が進行し、令和 27 年度には町人口が 1 万人を下回る推計であり、現在の地域公共交通の形態を維持することが困難になることが想定される。

そのため、より利便性が高く町民に使われる持続可能な地域公共交通の形態を構築していくための基本的な方針を示し、そのための事業を実施していくことを目的として、涌谷町地域公共交通計画を策定する。

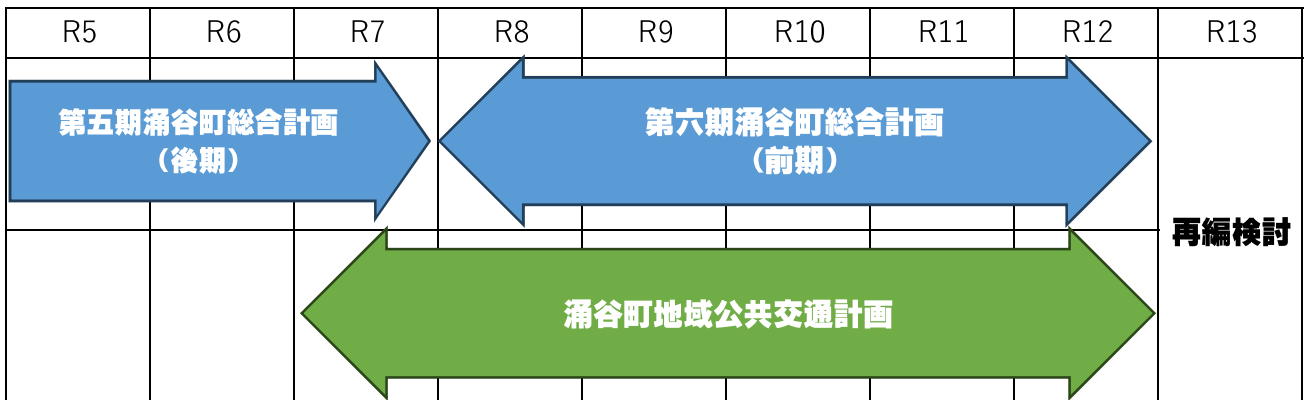
3 本計画の位置づけ及び関連する計画

本計画は、「涌谷町総合計画」を上位計画として策定する。また、関連する計画としては、下記の計画があるため、これらの計画との整合を図りながら策定する。

上位計画	「第五次涌谷町総合計画（後期基本計画）」R4 年度～R7 年度
関連計画	「涌谷町過疎地域持続的発展計画」R4 年度～R7 年度
関連計画	「涌谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」

4 本計画の内容

- (1) 策定期間 令和6年度中の策定を目標とする
- (2) 計画期間 令和7年度から令和12年度の6年間とする



- (3) 構成 基本的な構成は下記のとおりとする

- ① 基本的な方針
- ② 計画区域
- ③ 計画期間
- ④ 計画の目標
- ⑤ 実施事業及び実施主体
- ⑥ 計画の達成状況の評価

5 計画策定業務について

地域公共交通計画の策定に当たっては、調査業務及び計画策定支援業務を業務委託により実施する。

- (1) 業務期間 令和6年6月頃から令和7年3月まで
- (2) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (3) 主な業務内容
 - ① 住民アンケート調査
 - ② バス利用者アンケート調査
 - ③ 住民ヒアリング
 - ④ 関連機関アンケート
 - ⑤ 地域公共交通計画案の作成 等